

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 平面系高度浄水処理施設ほか消防設備修繕

本件は、村野浄水場平面系高度浄水処理施設ほか設置している消防設備の修繕を行うものである。

本設備は生命、身体及び財産を火災から保護する設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が作業不能により稼働停止となれば、火災時に被害が拡大される可能性があるため、防災機能を保持する必要がある。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については今年度消防設備保守点検業務を実施した株式会社 FLAWLESS で、資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程運用第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 E系凝集沈でん池フロキュレータ設備用減速機修繕

本件は、村野浄水場に設置しているフロキュレータ設備用減速機の修繕を行うものである。

本設備はフロック形成池において攪拌を行っている設備であり、現在、故障が発生しているため、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、ついでには本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、村野浄水場の減速機補修工事を施工中である住友重機械工業(株)で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 平面系高度浄水処理棟ほか薬品注入設備修繕

本件は、村野浄水場の平面系高度浄水処理棟ほかに設置している薬品注入設備の修繕を行うものである。

本設備は、浄水処理に必要な薬品を注入するための設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の補修工事を行っている月島ジェイアクアサービス機器株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中に、当該故障個所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 階層系排泥施設ポンプ設備修繕

本件は、村野浄水場の階層系排泥施設に設置している排泥ポンプ設備の修繕を行うものである。

本設備は沈でん池のスラッジを排水処理施設に排泥させる設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、ついでには本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の製造業者である荏原株式会社から維持管理業務の移管を受けている朝日企業株式会社に資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、別途不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 平面系高度浄水処理棟ほか次亜塩注入設備修繕

本件は、村野浄水場の平面系高度浄水処理棟ほかに設置している次亜塩注入設備の修繕を行うものである。

本設備は、浄水処理に必要な薬品を注入するための設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、ついでには本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の補修工事を行っている月島ジェイアクアサービス機器株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中に、当該故障個所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 磯島取水場 非常用発電設備修繕

本件は、磯島取水場に設置している非常用発電設備の修繕を行うものである。

本設備は、磯島取水場の停電時に設備を稼働させるために必要なものであるが、起動用直流電源設備の蓄電池劣化及びマルチ変換器の故障が発生しているため、応急処置を施している状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、ついでには本設備が動作不能となれば、非常時に浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の保守点検業務を行っている三菱電機プラントエンジニアリング株式会社で労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中に、別途不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

【件名】 一津屋取水場ほか I T V設備改良工事

本件は、庭窪浄水場、大庭浄水場及び一津屋取水場に設置している I T V設備の改良を行うものである。

本件の対象である I T V設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、三菱電機株式会社大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 庭窪浄水場 流量計設備改良工事その3

本件は、庭窪浄水場に設置している流量計設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である流量計設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社東芝から分社化し、事業承継された東芝インフラシステムズ株式会社が業務移管している朝日企業株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、朝日企業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 庭窪浄水場 薬品注入設備修繕

本件は、庭窪浄水場に設置している次亜塩及びPAC注入設備の修繕を行うものである。

本設備は、次亜塩注入設備の南系2段2号注入機が故障し、PAC注入設備の注入点にPACが堆積する等、次亜塩及びPACを適量注入できない状態となっており、水運用に支障を来していることから、緊急に修繕を行う必要がある。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 庭窪浄水場 薬品注入設備修繕

修繕場所 守口市大庭町二丁目 30 番 18 号

本修繕は、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 5 号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

庭窪浄水場 薬品注入設備修繕については、昨年「庭窪浄水場ほか 薬品注入設備保守点検業務」を契約していた月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所に本修繕に必要となる作業員及び材料等が準備できるか確認したところ、直ちに手配でき早急な修繕が可能な者であるため契約相手方とする。

なお、同業者は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されており、契約の相手方としての要件を満たしている。

また、大阪広域水道企業団契約規定運用第 1 3 条関係第 1 項第 7 号の規定に基づき比較見積りを省略する。

業 者 名 月島ジェイアクアサービス機器株式会社 西日本営業所

随意契約理由書

【件名】 庭窪浄水場 二次凝集池攪拌機修繕

本件は、庭窪浄水場に設置している二次凝集池攪拌機の修繕を行うものである。

本件の対象である二次凝集池攪拌機は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社が社名変更したカナデビア株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、カナデビア株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 大庭浄水場 N2 沈澱池緩速攪拌機修繕

本件は、大庭浄水場のN2 沈澱池に設置している緩速攪拌機の修繕を行うものである。

本設備は、凝集剤が混入した原水を緩やかに攪拌し、フロックを形成させるものであるが、現在、同設備の軸封装置からの発生している漏水量が多く、今後さらに漏水量が増加した場合、排水ポンプによる排水が追い付かず、地下に設置している設備が水没し、浄水運用に影響を来す恐れがあるため、緊急に修繕する必要がある。

本修繕は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定による「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、本設備の製造及び設置者ある月島JFEアクアソリューション株式会社の維持管理業務の移管先であり、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所に対応の可否を問合わせたところ、対応が可能である旨の回答を受けたことから、同社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 大庭浄水場 除塵機補機設備改良工事

本件は、大庭浄水場の沈砂池に設置している除塵機補機設備の改良を行うものである。

本件の対象である除塵機補機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良工事の施工に当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社丸島アクアシステムが維持管理業務を移管している丸島産業株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、丸島産業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 一津屋取水場 原水水質連続監視装置修繕

本件は、一津屋取水場に設置している原水水質連続監視装置(ゆうきセンサー)の修繕を行うものである。

原水水質連続監視装置は、原水水質の有機物質の監視を行うものであり、本装置の停止により原水水質異常時に緊急対応の遅れが予想され、水運用上支障をきたすおそれがあることから、緊急に修繕を行う必要がある。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 一津屋取水場 原水水質連続監視装置修繕

修繕場所 摂津市一津屋地先

本修繕は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

本修繕にあたり、本設備の保守点検を受注している向洋電機株式会社に確認したところ、早急に対応が可能との回答があった。このため、同業者を契約相手方とする。

なお、同業者は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されており、契約相手方として要件を満たしている。

業 者 名 向洋電機株式会社

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 三島浄水場 ポンプ棟無停電電源設備改良工事

本件は、三島浄水場のポンプ棟に設置している無停電電源設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である無停電電源設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した古河電池株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、古河電池株式会社関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 万博公園浄水施設 3号脱水機修繕

本件は、万博公園浄水施設の排水処理棟に設置している3号脱水機の修繕を行うものである。

本設備は、本施設内で発生したスラッジを処理するためのものであるが、現在3号機の洗浄台車が破損しているため、処理することができず1・2号機の2台で処理を行っている。冬季は脱水機が常時2台運転となるため、予備機が無い状態であり、排水処理業務に支障を来すことから、緊急に修繕を行う必要がある。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 万博公園浄水施設 3号脱水機修繕

修繕場所 吹田市千里万博公園5番3号

本修繕は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

本修繕にあたり、本設備の製造及び設置者である月島機械株式会社（現月島 JFE アクアソリューション株式会社）の業務移管先である月島ジェイテクノメンテサービス株式会社に緊急対応の可否を問い合わせたところ、必要となる作業員及び材料の確保ができ、直ちに対応が可能であるとの回答があったことから、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 大阪支社西日本営業部を契約の相手方とする。

なお、同業者は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されており、契約の相手方としての要件を満たしている。

業 者 名 月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 大阪支社西日本営業部

随意契約理由書

(件名) 万博公園浄水施設 1号送水ポンプ修繕

本件は、万博公園浄水施設の送水ポンプ棟に設置している1号送水ポンプ設備の修繕を行うものである。

本設備は、千里浄水池に送水するためのものであるが、現在同設備のポンプの軸が回転しないため、送水することができない状況となっており、送水業務に支障を来していることから、緊急に修繕を行う必要がある。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、株式会社守谷商会と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 万博公園浄水施設 1号送水ポンプ修繕

修繕場所 吹田市千里万博公園5番3号

本修繕は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

本修繕にあたり、本設備の製造及び設置者である株式会社電業社機械製作所の業務移管先である株式会社守谷商会に緊急対応の可否を問い合わせたところ、必要となる作業員及び材料の確保ができ、直ちに対応が可能であるとの回答があったことから、株式会社守谷商会を契約の相手方とする。

なお、同業者は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されており、契約の相手方としての要件を満たしている。

業 者 名 株式会社守谷商会

随意契約理由書

(件名) 万博公園浄水施設 溶存オゾン濃度計改良工事

本件は、万博公園浄水施設の高度浄水処理棟に設置している溶存オゾン濃度計の改良工事を行うものである。

本件の対象である溶存オゾン濃度計は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事、工事後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事が可能な者は、本設備を設計・製作した荏原実業株式会社 大阪支社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、荏原実業株式会社 大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

件名： 分岐量水器設置工事（茨木市・佐保分岐）

本工事は茨木市からの分水工事の申し込みによる新分岐の量水器を設置するものであるが、令和6年度に2度の競争入札を実施し、1度目の競争入札として実施した令和6年10月15日の開札では予定価格内の入札が無く、同月18日に再入札を行ったが同様に予定価格内の入札が無く、入札不調となった。

また、2度目の競争入札として実施した令和7年1月14日の開札においては、最低制限価格以上、予定価格内の入札が無く、再び入札不調となった。

このため、これら2度の入札に唯一参加した愛知時計電機（株）大阪支店に問い合わせたところ受注の意志が有るとの回答を得られた。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により、愛知時計電機（株）大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

件名： 千里浄水池ほか 流量計改良工事

本工事は千里浄水池ほか 1 カ所において流量計等の改良工事を行うものであり、令和6年7月と同年9月に競争入札を実施したが、いずれも「応札者なし」又は「予定価格以内での入札無し」のため、入札不調となった。9月の入札不調の後、応札した1者に問い合わせたところ、受注の意思を得ることが出来なかったため、令和7年1月に3度目の競争入札を実施した結果「応札者なし」となり、入札不調となった。

このため、3度目の競争入札において応札辞退した東京計器（株）大阪営業所に問い合わせたところ、受注の意志が有るとの回答を得ることができた。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により、東京計器（株）大阪営業所と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 小野原ポンプ場 揚水非常締切弁修繕

本件は、小野原ポンプ場に設置している揚水非常締切弁について、開閉操作を行ったところ動作しないことが判明したことから緊急で修繕を行うものである。

本バルブは、千里浄水池への揚水管路に設置しており停電時等揚水停止時に管路の水抜け防止のため緊急に操作する必要のある締切バルブである。

このことから、常に動作できる状態にしておく必要があることから緊急に修繕する必要がある。

については、本装置を設計・製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管している株式会社クボタ建設に本修繕の施工の可否を問い合わせたところ、直ちに資機材、労力を手配できる旨の回答を得た。

よって、正確かつ早急に対応するため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づき同社と随意契約するものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第7号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

案件名：藤井寺ポンプ場ほか 無停電電源設備更新維持事業

本件は、藤井寺ポンプ場ほかに設置されている無停電電源設備の更新及び維持管理を行うものである。

10月22日に一般競争入札を実施した結果、最低制限価格以上・予定価格内での入札がなく入札執行を取り止め、12月16日に再度入札を行ったが、同様に最低制限価格以上・予定価格内での入札がなく入札執行を取り止めた。

このため、再度入札に参加した株式会社GSユアサフィールドディングス 関西支店に確認したところ、設計図書の内容を把握しており、関連法規を遵守し、品質を確保して履行することが可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により同社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条および同運用第13条関係第1項第9号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

■件名：豎川水管橋継手補修工事

令和6年9月30日に豎川水管橋において大規模な漏水事故が発生した。原因は、右岸側橋脚部に設置された継手（ヴィクトリックジョイント）のボルトが腐食し破断したことである。漏水の補修は令和6年10月1日未明に完了したが、豎川水管橋の左岸側の橋台と橋脚には、右岸側と同じ継手が設置されており、同様に腐食が進んでいることが考えられる。このため、直ちにボルトの取替を行う必要がある。

左岸側の補修を行うにあたっては、現在、南海辰村建設株式会社（発注者：南海電気鉄道株式会社）が南海本線堺駅の高架橋耐震補強工事を施工中であり、その工事ヤードを通行、使用させてもらう必要がある。

このため、同社に補修工事を施工してもらうことで、河川管理者（堺市）、堺市漁業協同組合、南海電気鉄道株式会社等との調整が円滑になり、工期の短縮や工事の輻輳回避による安全性の向上を図ることができる。

施工の可否について「南海辰村建設株式会社」へ問い合わせたところ、工事を直ちに実施できることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

■件名：漏水修理工事（柏原支管・羽曳野市ほか）

本工事は、羽曳野市誉田5丁目地内において令和4年11月11日に発生した漏水を修繕する工事である。本漏水は過年度より経過観察を行っているところであるが、継続して地中に水が漏出していることから、道路の路面上に変状が生じるなど、緊急的な修繕が必要である。

当該管路は、鋼管φ800が土被り4.0m付近に埋設されており、同一路線に他企業管が輻輳して埋設されている。このような状況から、開削工法による管外面からの修繕は困難であるとして、管内からの修繕を行うこととした。

管内からの修繕は、一時的な送水停止が必要となるが、受水団体（藤井寺、柏原）から、断水を伴う工事への協力が得られなかった。

そこで、仮設配管布設による不断水工事を計画したが、現地に設置可能な最大口径（φ300）から判断すると、水需要が低下する12月～2月の間で全ての工事を完了させる必要があることが判明した。

また、今般、仮設配管に関する各種協議が完了したことから、即座に施工着手すれば、2月までに漏水修繕が完了できる見込みとなった。

修繕を行うにあたり実施が可能な業者として、過年度に発生した漏水の状況および経過を熟知していることから、スムーズな現場着手が可能となる今年度の「漏水修理及び給水施設受託工事（南部水道事業所管内）」の受注者である「関西グランドテック株式会社」へ問い合わせたところ、緊急工事を直ちに実施できることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

■件名：漏水修理工事（5 拡南部幹線・熊取町）

本工事は、熊取町大久保中 3 丁目地内において令和 6 年 2 月 2 日に発生した 5 拡南部幹線の漏水修理を行うものである。

送水管の漏水に伴い緊急で修理するために令和 6 年 6 月 19 日に掘削を行ったが、地山状況等が悪く周辺家屋への影響が懸念されることから修理を断念した。その後、周辺家屋へ影響を与えず安全に漏水修理を行える仮設及び補助工法の検討を行い、今般、施工の方針を決定した。

また、現時点においても漏水が継続している状況に加え、漏水想定箇所の上にある駐車場の表面変状（沈下）が顕著になってきていることから、近接している電柱等の周辺構造物への影響、更には車道陥没による交通への影響が懸念されるため、緊急で修理する必要がある。

については、修理を行うにあたり実施が可能な業者として、過年度に発生した漏水の状況を熟知していることから、現場着手が可能となる今年度の「漏水修理及び給水施設受託工事（南部水道事業所管内）」の受注者である「関西グランドテック株式会社」へ問い合わせたところ、緊急工事を直ちに実施できることを確認した。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

事業名称：分水施設設置設計整備事業（河南連絡管・富田林市ほか）

本件は、富田林市甘南備地内ほかにおいて、送配水管及びポンプ場設計整備事業（河南連絡管・富田林市ほか）（以下、「管路DB」という。）と密接に関連する分水施設の
詳細設計及び工事を行うものである。

分水施設の設計を行うにあたり、管路DBにおける測量、管路設計及び水理計算のデータを利用する必要がある。

また、分水施設の工事にあっても、管路DB受注者である奥村組土木興業・クボタ・クボタ建設共同企業体と管接続箇所及び工程を調整する必要がある。

このため、同企業体に設計及び施工をしてもらうことで、管路DBとの工程調整が円滑になり、工期の短縮を図ることができる。

受注の可否について「奥村組土木興業・クボタ・クボタ建設共同企業体」へ問い合わせたところ、受注の意思があることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定により、同企業体と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1号）の規定により、比較見積りを省略する。